

仕 様 書

1. 件名

住宅取得者等に向けた支援制度等の周知広報業務

2. 業務目的

「住宅の品質確保の促進等に関する法律（以下「住宅品質確保法」という）」に基づく住宅性能表示制度を利用して建設住宅性能評価書が交付された住宅（評価住宅）及び「特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律（以下「瑕疵担保履行法」）に基づく瑕疵保険が付された住宅（保険付き住宅）の取得者をメインとした住宅取得者及びそれらの住宅を供給した事業者（以下「住宅事業者」という）に対して、住宅紛争処理支援センター業務である「電話相談」、「専門家相談」と住宅紛争審査会による「住宅紛争処理」（これら3つの制度を、以下「支援制度」という）の周知を行い、更なる認知度向上と利用促進を図ることを目的とする。本件業務で重視する目標は、次のとおりとする。

- ・ 支援制度の認知度向上および利用促進
- ・ 住まいのダイヤル（財団が運営する相談窓口の愛称）の認知度向上
- ・ 支援制度の理解促進

3. 業務内容

(1) 住宅取得者を対象としたウェブ広告の運用及び効果検証

財団が提供する素材等を使用してウェブ広告を運用し、その効果検証を行う。

ア 運用期間

令和7年8月～令和8年6月

イ 実施金額及び媒体

下図のと通りのスケジュールと予算規模で実施する。

令和7年度							令和8年度			
8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月
○	○	○	○	△	△	○	○	○	○	○

- ・ 図中の「○」期間は配信する媒体に制限なくウェブ広告を配信し、「△」期間については財団の他事業で配信対象がほぼ重複するウェブ広告（バナー及びリスティング広告）を配信する予定のため、左記ウェブ広告の効果と相殺しないよう最大限配慮し、配信する媒体等を選択し、かつ予算も抑えて実施する。
- ・ 配信媒体は、過去の実施結果を考慮し、協議のうえ選定する。当財団で実績のない媒体であっても効果が期待できると判断した場合は、積極的に採用する。実施期間中の検証結果に応じて実施媒体や運用費を変更する可能性もあり得る。

ウ 素材及びその誘導先

使用する素材及び誘導先は当財団が保有する素材、ランディングページ（以下「LP」という。）とする。

- ・ ダイヤル訴求LP（<https://www.chord-sodan.com/jutakushutoku01s.html>）
- ・ マーク訴求LP（<https://www.chord-sodan.com/jutakushutoku02s.html>）
- ・ 法改正LP（<https://www.chord.or.jp/expand/>）

なお、ドメイン管理及びSSL認証取得については財団側管理下で行い、LPの修正等がある場合は当財団管理下のサーバ上でPowerCMS Xを使用して行う。

エ 訴求対象者及び配信設定

住宅取得者をターゲットとした配信設定を行い、その設定内容は協議のうえ決定する。また、実施期間中の検証結果等を踏まえた改善を随時行う。

オ 効果検証

本ウェブ広告により、どのような効果が得られたかを検証し、改善提案を含めた報告書を提出する。なお、報告書の仕様等は協議のうえ決定する。

① 月次報告

実施媒体別に表示回数やクリック率、クリック単価等を集計し、媒体毎の評価に関するコメントを添えて財団が指定する日に毎月報告する。報告に月末までのデータが含まれない場合は、後日、当該月の確定した数値を報告すること。

上記月次報告内容を令和7年度、令和8年度、実施期間通期でまとめ、令和7年度分は令和8年4月、残りは令和8年7月に報告すること。

② 分析に必要なLP内の数値等の収集

ユーザー数、セッション数、平均エンゲージメント時間、LP内に設置したボタンや動画、資料ダウンロードなどのアクション数、架電アクション数（LP内の電話番号タップ数及び、電話番号タップ後にLPに戻ってくるまで時間を計測し、住まいのダイヤルに架電したと推測される数）、読了率（10%、25%、50%、75%、90%、100%）などにより、ユーザーのページ内行動を把握するための数値を収集する。

③ 広告運用における提案等

上記①②の数値を基に、媒体別のユーザー特性やLP内の回遊状況などを解析し、実施媒体の運用方法の提案やLPの改善提案などを行う。過去の報告書例については、入札予定者の求めに応じて貸与する（入札公告3.(3)参照）。なお、解析結果及び提案内容の報告スケジュールは以下のとおりとする

	解析対象期間	報告期限
1	令和7年8月～10月	令和7年11月30日
2	令和7年11月～令和8年2月	令和8年4月30日
3	令和8年3月～6月	令和8年7月31日

(2) 住宅事業者を対象としたウェブ広告の運用及び効果検証

制度利用対象者である住宅事業者に対し、消費者とのトラブル防止や住宅事業者を通じた消費者への制度周知の促進を図るため、財団が提供する素材等を使用してウェブ広告を運用し、その効果検証を行う。

ア 実施期間

令和7年12月から令和8年1月

イ 媒体

- ・配信媒体は、過去の実施結果を考慮し、協議のうえ選定する。当財団で実績のない媒体であっても効果が期待できると判断した場合は、積極的に採用する。実施期間中の検証結果に応じて実施媒体や運用費を変更する可能性もあり得る。

ウ 素材及びその誘導先

使用する素材及び誘導先は当財団が保有する素材、ランディングページ（以下「LP」という。）とする。

- ・住宅事業者向けLP（<https://www.chord.or.jp/builder/>）
- ・仲介事業者向けLP（<https://www.chord-sodan.com/kizonjyuutaku.html>）

エ 効果検証

上記(1)と同様に、効果検証を行う。

(3) 消費者及び住宅事業者向けインターネット調査

消費者および住宅事業者向けの、支援制度・財団の認知度、支援制度の利用状況、および広告の効果測定等の調査を行う。

- ・消費者向け調査：事前調査10問によって5種類の調査対象各500名以上、LP訪問者100名以上、合計2,600名以上を対象に、本調査25問程度を行う。
- ・事業者向け調査：住宅供給事業者（事業所の規模によって2グループ分けあり）の顧客窓口の担当者各グループ100名以上、及び仲介事業者50名、合計250名以上を対象に、本調査25問程度を行う。
- ・過年度の報告書（消費者向け69ページ程度・事業者向け56ページ程度。表紙・中扉等含む）の書式に沿って、調査の要約版、詳細版の報告書を作成すること。報告書中、過年度との比較が必要なものについては、当財団からデータを支給する。

(4) 住宅事業者向け専門誌の広告

財団が指定する団体の機関誌及び住宅事業者向けの専門紙へ原稿を作成、または既存原稿を修正した上、広告を掲載する。

4. その他

(1) 貸与品

本業務の遂行に必要となる当財団の過去実績資料などを必要に応じて貸与する。貸与品は、業務終了後に印刷物・データ等全てを処分したうえで、廃棄証明書を提出する。

(2) 本広報活動における共通事項

- ・当財団の財団10年ビジョン（<https://www.chord.or.jp/foundation/vision.html>）及び広報戦略（https://www.chord.or.jp/foundation/pr_strategy.html）を熟読したうえで、目的や基本方針などを踏まえた広報活動を行うこと。
- ・訴求対象者の行動分析などの客観的なデータに基づいて、手法等を選定する。
- ・本広報活動で制作した納品物については、契約終了後5年間は、当財団が企画者に追加の費用の支払いをすることなく、自由に二次利用ができるようにすること。
- ・業務内容において疑義が生じた場合及び本業務において定めのないことは、その都度協議し決定する。

(3) 本業務の遂行において必要となる打合せや会議の実施

- ・本業務の遂行において決議事項がある場合などは、適切な頻度で打合せを行う。また、財団の求めに応じて、打合せ等で必要な資料作成を行う。
- ・打合せ等をした場合は、議事録を作成し、翌営業日から起算して7日以内に電子媒体にて提出する。

(4) 軽微な業務

契約書第4条1項に定める「軽微な業務」はない。

(5) 貸与品

本業務の遂行に必要な資料等を必要に応じて貸与する。貸与品は、業務終了後に印刷物・データ等全てを処分したうえで、廃棄証明書を提出する。

5. 履行期間及び支払い

履行期間は、契約締結日から令和8年8月31日までとする。また、契約金額のうち、契約締結日から令和8年3月31日の間に実施する業務と令和8年4月1日から令和8年8月31日の間に実施する業務に係る費用を分け、それぞれ履行確認後に支払うものとする。

6. 納品物及び提出期限

各業務における納品物及び提出期限は以下の通りとする。

	納品物	提出期限
1	3. (1)、(2)、(4)の制作物及びそのネイティブデータ一式	令和8年6月30日
2	3. (1)、(2)の実施結果及び効果検証報告書一式（年度毎）	令和8年4月30日
		令和8年7月31日
3	3. (3)の実施結果及びデータ一式	令和8年4月30日
4	令和7年度の業務完了報告書	
5	令和8年度の業務完了報告書	令和8年8月31日

※当財団が指定する大容量ファイル送信サービスなど、セキュリティが確保された方式でデータ納品を行うこと。

以上